

不要物品売払

閲覧図書

物件名

乗用自動車（スバル レガシー）

添付書類

- 1 売払物件明細書
- 2 入札注意書
- 3 請書（案）
- 4 入札書及び委任状
- 5 保管金提出書
- 6 保管金受領証書

三重森林管理署

売払物件明細書

1 売払車両の概要

車名等 : スバル レガシー
型式 : CBA-BP5
総排気量 : 1.99L
原動機の型式 : EJ20
燃料種類 : ガソリン
乗車定数 : 5人
シフト : AT
駆動形式 : 4WD
車両重量 : 1,350kg
初年度登録年月日 : 平成16年2月26日
走行距離 : 約168,840km

2 車検有効期間 有 (平成29年2月25日まで)

3 自賠責保険 有

4 リサイクル料 (預託金証明書) 有

5 車両の状態

修繕履歴 有

瑕疵箇所 各部複数キズ、凹み、バッテリー不良、瑕疵箇所多数あり、
自走可能

主な付属品 : スタッドレスタイヤ (ホイール含む) 4本、デイタイムランプ

6 保管場所 三重県亀山市本町1-7-13 三重森林管理署

7 その他

上記は入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。買い受け希望のある方は、現物を熟覧の上入札して下さい。

現況写真:入札番号 第1号 乗用用自動車(スバル レガシー)



前面



後面



左側面



右側面



後面キズ



前面キズ



前面キズ



エンジンルーム



後部座席



前部座席



トランクルーム



フロント部キズ



内装汚れ



内装汚れ



内装汚れ



内装汚れ

入札注意書

- 1 入札希望者は、不用物品売払公告書、本注意書及び不用物品の売払承諾についてを熟読の上、入札してください。
- 2 現物と公示物件との数量が符合しない場合でも、これを理由として不用物品買受申込書による買受申込を拒むことはできません。
- 3 入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を提出してください。
- 4 入札者は入札前に身分を証明できる書面を示し、確認を受けてください。
- 5 入札者は入札前に入札保証金として入札金額（見積もった契約金額の108分の100に相当する金額）の100分の5以上（円未満切上げ）に相当する金額を、現金により納付してください。
- 6 入札書は所定の用紙を使用し入札者の住所、氏名（名称）を記名の上押印又は署名するものとし、入札金額は売払物件ごとにその金額を記入してください。
- 7 提出済みの入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換え、変更又は取消を行うことはできません。
- 8 次の各号の一に該当する入札は無効とします。
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に抵触する者が入札したもの。

ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、買受申込のために必要な同意を得ている者は、この限りではない。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当するもの。
 - (3) 入札書に入札者の記名押印又は署名のないもの。
 - (4) 入札金額、氏名（名称）が確認できないもの。
 - (5) 入札金額を訂正した場合で訂正印のないもの。
 - (6) 委任状を持参しない代理人が入札したもの。
 - (7) 入札保証金を差し出さないもの及び入札保証金の額が入札金額の100分の5に満たないもの。
 - (8) 郵便をもって入札書を送付したもの。
 - (9) その他入札に関する条件に違反したもの。
- 10 開札前に入札書から錯誤等を理由とした自らした入札書を無効にしたい旨の申出又は落札宣言後において錯誤等を理由に入札無効の申出があっても受理しません。
- 11 開札は、入札者の立会いの下に行います。
- 12 開札の結果、予定価格に達する入札がないときは、直ちに再入札を行うことがあります。

- 13 入札は、予定価格以上の最高のもをもって落札者とします。
ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上ある時は、直ちにくじによって落札者を定めます。
- 14 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 15 入札者の連合又は不穏な挙動その他の事由によって公正な入札を行うことができないと認めるときは、その入札を取り消し又は中止します。
- 16 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項6号に定める非居住者が落札者となった場合で、その非居住者が外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定による財務大臣の許可を要するときは、その契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。
- 17 不落に係る入札保証金については、入札終了後返還します。この場合、利息は付しません。
なお、返還する入札保証金の額が5万円以上の場合は、受領書の領収欄に200円の収入印紙が必要となりますのでご用意ください。ただし、印紙税法上の非課税法人又は個人で営業に関しない者の場合は必要ありません。
- 18 落札者が落札決定の日の翌日から起算して5日以内に買受申込をしないときは、その落札を取り消し、入札保証金は国庫に帰属します。
- 19 落札者以外の名義人とは買受申込を受付しません。
- 20 本注意書に定めない事項は、全て会計法規に定めるところにより処理します。

<告知書を発行する場合>

請 書

平成 年 月 日

分任契約担当官
三重森林管理署長 春原 武志 殿

住 所

氏 名

印

- 1 物 件 名 乗用自動車（スバル レガシー）
2 数 量 1台
3 売 買 代 金 金 円
（うち消費税及び地方消費税額 円）

（注） 「消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定により算出したもの並びに地方消費税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出されたもので、売買金額に108分の8を乗じて得た額である。

- 4 納 付 期 限 売払承諾の日より20日以内（土日祝日等の場合は、直前の金融機関営業日）
5 契 約 保 証 金 金 円（うち 円は入札保証金から充当）
6 特 約 事 項 別紙1、2のとおり

上記事項をお請けすることについては、上記事項及び次の条項を厳守の上、誠実に履行いたします。

条 項

- 第1条 売買代金 円のうち契約保証金 円を除いた金額 円を納入告知書により納付期限内に納付します。
- 第2条 契約保証金 円のうち 円は現金にて納付します。
契約保証金は入札保証金から充当します。（※契約保証金全額を入札保証金で充当の場合）
- 第3条 頭書の期限までに代金を納付することができない場合は遅滞金として、納付期限の翌日から起算して納付の日までの日数に対し、1日につき売買代金の年5パーセントの率をもって計算した額を貴官の請求により納付します。
- 第4条 物品の所有権は売買代金を納付したときとし、その引渡しも同時に行われたものとし、また、引渡しがあった日から15日以内に搬出します。
搬出期限を延期する場合、延期期間1日につき売買代金の1/1000に相当する金額を納付します。
- 第5条 この契約において次の各号の一つに該当する場合は、この契約の全部又は一部について解除されても不服は申しません。この場合において当方が損害を被ることがあっても意義は申し立てません。
（1）この契約に違反し、又は正当な理由がなく義務を履行しないと認められる場合
（2）この契約の履行に当たり、当方又は当方の使用人等に不正の行為があった場合
（3）当方からの契約の解除を申し出た場合
- 第6条 前条各号にあげる理由により契約が解除された場合は、契約保証金を国庫に帰属します。
- 第7条 この請書提出後売買物件が国の責めに帰することができない理由により滅失又は損傷した場合には、売買代金の減免を請求しないものとします。
- 第8条 売買物件の品質及び重量等は、現況による現物物件の販売であることを了解し、変質、減量、棄損、その他の損害及び隠れた瑕疵のあることを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除を申し出ないものとします。
- 第9条 引渡し後は直ちに名義変更及び車両に印字された名称等の消去を行うものとし、この場合の費用等は当方が負担します。
また、完了後はその旨を証明するもの（名義変更にあつては自動車検査証の写し、印字の消去にあつては証明できる写真）を送付します。
- 第10条 この請書に定めのない事項については、必要に応じて貴官と協議します。

<代金即納の場合>

請 書

平成 年 月 日

分任契約担当
三重森林管理署長 春原武志 殿

住 所

氏 名

- 1 物 件 名 乗用自動車（スバル レガシー）
- 2 数 量 1 台
- 3 売 買 金 額 金 円
(うち消費税及び地方消費税額 円)

(注) 「消費税及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定により算出したもの並びに地方消費税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出されたもので、売買金額に 108 分の 8 を乗じて得た額である。

- 4 特 約 事 項 別紙 1、2 のとおり

上記事項をお請けすることについては、上記事項及び次の条項を厳守の上、誠実に履行いたします。

条 項

- 第 1 条 頭書の代金を現金にて収入官吏に納付します。
- 第 2 条 物品の所有権は売買代金を納付したときとし、その引渡しも同時に行われたものとします。
また、引渡しがあった日から 15 日以内に搬出します。
搬出期限を延期する場合、延期期間 1 日につき売買代金の 1 / 1000 に相当する金額を納付します。
- 第 3 条 この契約において次の各号の一つに該当する場合は、この契約の全部又は一部について解除されても不服は申しません。この場合において当方が損害を被ることがあっても意義は申し立てません。
 - (1) この契約に違反し、又は正当な理由がなく義務を履行しないと認められる場合
 - (2) この契約の履行に当たり、当方又は当方の使用人等に不正の行為があった場合
 - (3) 当方からの契約の解除を申し出た場合
- 第 4 条 前条各号にあげる理由により契約が解除された場合は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として国庫に納付します。
- 第 5 条 この請書提出後売買物件が国の責めに帰することができない理由により滅失又は損傷した場合には、売買代金の減免を請求しないものとします。
- 第 6 条 売買物件の品質及び重量等は、現況による現物物件の販売であることを了解し、変質、減量、棄損、その他の損害及び隠れた瑕疵のあることを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除を申し出ないものとします。
- 第 7 条 引渡し後は直ちに名義変更及び車両に印字された名称等の消去を行うものとし、この場合の費用等は当方が負担します。
また、完了後はその旨を証明するもの（名義変更にあつては自動車検査証の写し、印字の消去にあつては証明できる写真）を送付します。
- 第 8 条 この請書に定めのない事項については、必要に応じて貴官と協議します。

談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 売渡人は、この契約に関し、買受人が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、買受人又は買受人の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 買受人又は買受人の代理人（買受人又は買受人の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 買受人は、この契約に関して、買受人又は買受人の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を売渡人に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 買受人は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、売渡人が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として売渡人が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、買受人又は買受人の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、買受人又は買受人の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、買受人又は買受人の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 買受人又は買受人の代理人（買受人又は買受人の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

- 2 買受人は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として売渡人が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、買受人又は買受人の代理人（買受人又は買受人の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 買受人が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 買受人は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、売渡人に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、売渡人がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事長、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場

合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

入札書

物件名 乗用自動車（スバル レガシー）

入札金額

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額であるので、契約金額は上記金額の8%を加算した金額となること及び入札注意書、特約条項、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

平成 年 月 日

分任契約担当官

三重森林管理署長 春原 武志 殿

入札者住所

氏 名

印

代理人住所

氏 名

印

- (注1) 代理人により入札するときは、代理人の住所、氏名を代理人の欄に記名押印し、委任した者の住所、氏名は入札者欄に記入してください。
- (注2) 金額のケタ違いや書き違いのないように十分注意してください。
- (注3) 入札金額は算用数字ではっきり記載し、数字の前に必ず「¥マーク」を記載してください。
- (注4) 一度提出した入札書の変更又は取消はできません。

委 任 状

平成 年 月 日

分任契約担当官
三重森林管理署長 春原 武志 殿

住 所
委 任 者 称号又は名称
代表者氏名 印

私は平成28年12月19日入札不要物品売払（乗用自動車（スバル
レガシー））について、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

使用印鑑

住 所
受 任 者 称号又は名称
氏 名

記

1 委任事項

- (1) 入札に関する権限。
- (2) 保証金の納付、還付請求及び領収に係る一切の権限。
- (3) その他、上記に付随する一切の権限。

<入札保証金>

保管金提出書

番号	平成	年度	第	号
----	----	----	---	---

(提出の事由) 不要物品売払に係る入札保証金

三重森林管理署 歳入歳出外現金出納官吏
総括事務管理官 長屋 秀樹 殿

平成 年 月 日

(住 所)

(氏 名)

印

上記事由により、下記の金額を保管金として提出します。

記

金

物件名 乗用自動車 (スバル レガシー)

(注) 保管金の払渡し時に、印鑑照合を行うので、印影を鮮明にすること。

<契約保証金>

保管金提出書

番号	平成	年度	第	号
----	----	----	---	---

(提出の事由) 不要物品売払に係る 契約保証金

三重森林管理署 歳入歳出外現金出納官吏
総括事務管理官 長屋 秀樹 殿

平成 年 月 日

(住 所)

(氏 名)

印

上記事由により、下記の金額を保管金として提出します。

記

金

物件名 乗用自動車 (スバル レガシー)

(注) 保管金の払渡し時に、印鑑照合を行うので、印影を鮮明にすること。

<入札保証金>

保管金受領証書

第 号

金

保管の事由
入札保証金
但し入札保証金第 号の分

上記金額領収しました。

平成 年 月 日

三重森林管理署 歳入歳出外現金出納官吏
総括事務管理官 長屋 秀樹 印

殿

収入
印紙

上記金額領収しました。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

三重森林管理署 歳入歳出外現金出納官吏
総括事務管理官 長屋 秀樹 殿

<契約保証金>

保管金受領証書

第 号

金

保管の事由
契約保証金

但し契約保証金第 号の分

上記金額領収しました。

平成 年 月 日

三重森林管理署 歳入歳出外現金出納官吏
総括事務管理官 長屋 秀樹 印

殿

収入
印紙

上記金額領収しました。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

三重森林管理署 歳入歳出外現金出納官吏
総括事務管理官 長屋 秀樹 殿